

| | |
|--------|----------|
| 教育委員会名 | 豊中市教育委員会 |
|--------|----------|

I 概要

1 選択したテーマ

| 選択したテーマ | 取組項目 |
|---|---|
| ①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究 | (ア)高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究 |
| ②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究 | (ア)人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究 |
| ③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究 | 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究 |

2 研究の概要

豊中市では「豊中市障害児教育基本方針（改定版）」により、ともに学びともに育つ教育を実践し、障害のある子どももいない子どもも地域の学校で一緒に学ぶことを追及している。本年度までで、若干の児童生徒数の増減はあったが、平成 25 年度には小学生 10 名・中学生 8 名の計 18 名（人工呼吸器使用児童生徒 4 名を含む）の医療的ケアを必要とする児童生徒がそれぞれの地域の学校に通学し、豊中市教育委員会に所属する看護師が学校を巡回してケアを実施した。平成 28 年度は小学生 4 名中学生 3 名の計 7 名に、常勤看護師 3 名と非常勤看護師 16 名の 19 名体制で学校での医療的ケアを実施しているが、看護師確保については、病院や福祉施設でも看護師不足が慢性的な状況であり、かつ、学校という環境で看護師が働くことについて、その業務内容や位置づけについての制度や法的根拠がない状況では、看護師を安定的に確保することは大変困難である。

今回は豊中市立野畑小学校に通学する人工呼吸器使用の児童 2 名の学校生活の中でも、特に安全配慮が重要となる学校行事への取組みを通して、十分な安全確保ができていると評価が出来るような教職員と看護師の人数は何人必要か、また、下見や打ち合わせ等の準備に要する時間、また現地での指導内容・指導方法はどのように行うか、について研究し、人工呼吸器を使用する児童の安心・安全な学校行事への参加に繋げる。そして、教職員と看護師が互いの専門性を理解し、適切な役割分担をすることで、バランスの良い協働のもと学校における医療的ケア実施体制を構築するプロセスを研究する。

3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

豊中市が公立小中学校に看護師を配置して14年になるが、医療的ケアを必要とする子どもは増加しているにもかかわらず、看護師確保が困難な状況は継続している。豊中市では看護協会のナースセンターやハローワークでの求人だけでなく、新聞の折り込み広告を作成したり、学校で求人チラシを配布したり、様々な方法で看護師確保に取り組んできたが、病院や福祉施設等との看護師獲得競争には勝てず、常に人数的に余裕のない状況が継続している。この原因を検証し、子ども達の安心安全な学校生活環境を、豊中市として安定的・継続的に提供できる体制を構築したい。

(モデル校の選定理由) モデル校→豊中市立野畑小学校

平成29年度、人工呼吸器の児童2名が通学予定の学校である。1名は新1年生で初めての学校生活を迎える児童であり、他の1名は新6年生で1学期に修学旅行を予定している児童である。2名の児童に対して教職員と看護師のコンビネーションが取れた連携が求められることが予想される。

(事業の目標)

1 豊中市の関係部局が連携することにより、モデル校の児童2名が安心・安全な学校生活を送ることができる。

2 看護師の安定的・継続的な確保についての方策を立てることができる。

(研究仮説)

1 教職員と看護師の日々の連携を基本として、新1年生については新しい生活にスムーズに慣れてゆく取組みについての教職員と看護師の協働を、新6年生については1学期の修学旅行についての準備や打ち合わせ、現地での緊急対応も含めた対応等についての教職員と看護師の協働を、医療的ケア運営会議で随時協議し検証する。可能であれば対象児童の主治医に運営会議への出席を依頼し、主治医の立場で協議に参加いただく。

2 また、医療的ケア運営会議では、看護師の安定的・継続的な確保について、まず不安定になる原因を検証し、原因を解消する方法について、行政や教育の分野だけでなく、市立豊中病院看護部や、大阪府看護協会、看護大学教授など、様々な方面の看護師の方々からの意見をもとに協議し、安定的・継続的な確保につながる方策を見出す。

(取組内容)

①教育委員会としての取組

モデル校への看護師の配置。教職員・保護者・主治医と看護師との連携調整。行事等の準備と事前打ち合わせ・振り返りの会(評価の確認)等の設定・進行管理。関係機関との連絡調整。先進都市の視察。有識者を訪問し講演依頼等。医療的ケア運営協議会の開催・進行・まとめ。研究の進行管理と報告書の作成、報告会講演会の実施。

②モデル校における取組

モデル校では医療的ケアを必要とする児童2名を含めて学校全体として「ともに学びともに育つ教育」を実践する。具体的には、校長と特別支援教育コーディネーターを中心とした、2名の人工呼吸器使用の児童についての個別の支援計画・個別の指導計画を踏まえた連携体制についての取組み。通常学級担任や支援学級担任と保護者との日々の連絡調整。教育委員会との連絡調整。行事等の準備と看護師との事前打ち合わせ・振り返りの会(評価の確認)等、校内体制の構築についての研究。報告書の作成、報告会講演会の実施。

特に、当該児童2名のうちの1名は新1年生であり、教職員・看護師ともに当該児童への対応に慣れていない時期から研究が始まるので、教職員と看護師の意識についての調査を、受け入れ前と学期末毎に行い、意識の変化について比較検証することにより、スムーズに児童を受け入れるための方法を見出す。

また、当該児童は気管孔があることにより言葉によるコミュニケーションが不可能な状態なので、iPadを活用することにより、教職員や他の児童に自分の意志を伝達する方法を指導方法に取り入れる教育の実践研究

(評価の観点及び評価の方法)

1 については対象児童の学校生活(行事も含む)の状況や指導方法を医療的ケア運営会議で報告し、その安全性や教育の在り方等について協議し、評価してゆく。

2 については研究期間中看護師が不足する状況に陥らないとともに、年度末の時点で次年度の看護師の人数が必要数確保できているか検証し、継続性のある方策になっているかを協議し、評価する。

4 事業を通じて得られた主な成果

モデル校における校内体制については、1年生は入学後1か月で保護者への来校依頼を終了することができた。その後は、保護者の付添なく学校生活を送ることができた。6年生は、保護者の付添なく修学旅行の宿泊学習を終えることができた。総合して教育課程に位置付いた時間帯は1年生・6年生ともに保護者の付添を必要としない学校生活環境をつくることができた。iPadの活用については行動観察を続ける必要があることが分かった。

教職員と看護師の意識調査については1学期の段階では教職員と看護師はそれぞれ感覚のズレを感じているが、3学期末では教職員は日々の看護師との関わりを積み重ね、学校生活を無事に終えることができたので解消したと感じているのに対し、看護師の方は教職員との感覚のズレに対する不安が解消されないまま1年が過ぎていることが分かった。

気管カニューレガイドラインや人工呼吸器マニュアルについても標準的な内容のマニュアルを作成することは出来たが、1年生・6年生についてはそれぞれ手順や使用物品が異なるため個別のマニュアル使用となった。

看護師の安定的・継続的な確保については、市立豊中病院や近隣の大学病院等からの看護師巡回や訪問看護ステーションとの連携等について検証したが、病院等でも看護師が慢性的に不足している状況であることや、病院看護師や訪問看護師が学校で業務を行うことでの責任分担等の考え方について整理が不十分であることや、視察した自治体についても様々な課題があることが分かった。これらのことについては引き続き検証が必要であるという、医療的ケア運営会議での意見となった。

5 課題と今後の方策

平成29年度の研究において、豊中市立こども園や、福祉施設等で働く看護師や学校で働く看護師と、市立豊中病院で働く看護師を、看護師自身のライフステージに合わせて子育て等で夜勤が困難な状況になった場合は人事交流をする、あるいは、夏休みに勤務が無い学校の看護師を、夏休み中はこども園で勤務するなど、一人の看護師が豊中市で出来るだけ長く勤務できるような体制を構築することを目的として、平成29年度は、まず豊中市として看護師を循環させるような人事体制が可能か、ハードルがあるとすれば、どのような内容なのか、そのハードルを越えるにはどのような事を調整する必要があるのか、等について、先進都市の視察情報等も含めて情報収集しプランを立てることを試みたが、各関係機関における看護師の慢性的な人材不足や、学校での看護業務に対する責任分担についての整理が不十分であることより研究1年目だけではプランを立てることは出来なかった。また、訪問看護ステーション等への委託についても委託料の単価を何を根拠に設定すれば、現実的で継続性のある金額となるのか、また、委託業務としての業務上の教育委員会と訪問看護ステーションとの責任分担に課題が多いことがわかった。しかし、現実的には学校看護師の安定的な人材確保は困難なままであり、早急に対策を立てる必要があることには変わりがない。

今後の方策としては、本市が平成29年(2017年)3月に策定した「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」に基づいた、豊中市における地域包括ケアシステムの構築に向けた市全体の取り組みや、平成30年(2018年)3月策定の第1期豊中市障害児福祉計画に基づく、医療的ケア児支援のための関係機関連携会議に参画し、高齢者の在宅介護や生活困窮者の課題のみに議論を集中させるのではなく、学校での看護師の医療的ケアにもスポットをあてた協議を行う。それによって関係部局間で情報共有し、一日を通して、あるいは生涯を通して切れめのない支援となるよう、看護師の安定的で継続的な人材を地域で確保していく方法について、地域資源を生かし、民間の地元のネットワークを活用する官民共同のシステムづくりに取り組む。